

産業構造審議会 保安分科会 ガス安全小委員会（第16回）-議事要旨

日時：平成29年3月10日（金曜日）10時00分～12時05分

場所：経済産業省別館3階312各省庁共用会議室

出席者

委員長

倉淵委員長

委員

青木委員、赤穂委員、天野委員、梅村委員、折田委員、川島委員、木戸委員、田嶋委員、多田委員、立原委員、久本委員、堀委員、三浦委員、安田委員、吉川委員、和田委員

オブザーバー

金子オブザーバー（一般社団法人日本ガス協会技術部長）、杉森オブザーバー（一般社団法人日本コミュニティーガス協会技術部長）

事務局

住田商流通保安審議官、福島大臣官房審議官（産業保安担当）、岡野保安課長、田村ガス安全室長、藤本ガス市場整備室長 他

議題

- 平成28年熊本地震を踏まえた都市ガス供給の地震対策について
- ガス安全高度化計画のフォローアップ状況等について
- 平成27年度導管改修（経年管対策）実施状況について
- 自主保安の「見える化」制度等の検討状況について
- 水素導管供給に関する保安の動向について
- その他

議事概要

各議題の審議状況、委員の発言は以下の通り。

1. 平成28年熊本地震を踏まえた都市ガス供給の地震対策について

事務局より資料2-1及び資料2-2について、それぞれ説明した後、委員より次の意見があった。

- 今後の対応に関し、有識者会議を設けて平成29年度に供給停止判断基準の最適化に関する具体的な改善を提案するのは非常に良いこと。熊本地震と異なり、首都直下地震や南海トラフ地震では、人口密集地かつ広域スケールでの被災が想定されるので、供給停止基準の最適化は非常に重要な課題である。
- 供給停止の影響は被災者の社会生活に直結するため、極力ガスの供給停止は無いほうが良いのは当然だが、リスク分析をしっかりと行っただけで最適化を図って頂きたい。
- 供給停止判断基準の検討に当たっては、現在の指標であるカインだけでなく、被害を大きくする要因である地盤変状も加味して進めていただきたい。
- 委員長より、事務局案のとおり了承いただくとともに、今後の報告書の文言修正等について、委員長に御一任いただきたい旨を諮ったところ、各委員から異議がなかったことから、その様に決定した。

2. ガス安全高度化計画のフォローアップ状況等について

3. 平成27年度導管改修（経年管対策）実施状況について

事務局より資料3-1から資料3-3、資料4-1から資料4-3について説明した後、委員より次の意見があった。

- 都市ガスの小売全面自由化に関し、「安全への取り組み」も確認して事業者を選択するよう広報を行っているが、それが具体的にどのような取り組みなのかのかわかりにくいので、そういった情報の見える化が、消費者による小売事業者の選択に役立つだろう。また、他工事対策について関係省庁との連携や広報活動による対策を打ち出しているが、これについては更に強化いただきたい。
- ガス安全高度化計画について、毎年このような形でフォローアップしていくことは非常に重要。また、公的施設の経年埋設内管の残存状況に関し、公的施設は好むと好まないに関係なく立ち入らなければならない場所、若しくは災害時などでは避難先となる場所であるので、改善の呼びかけを行うなどして更に進めて頂きたい。また、保安の広報PRについては、少しでも多くの目に触れるよう工夫いただくとともに、ガス小売自由化等の切り口で、広報素材を作る際は保安に関係する項目も掲載するようにしていただきたい
- ガス安全高度化計画のフォローアップに関し、例えば他工事事故が多いのであれば、そこに重点を絞って対策を進めることも重要ではないか。特に他工事業者は裾野が広いので自治体に協力を求める取組も必要ではないか。また、経年埋設内管対策に関する需要家への対策について、消費者が工事に同意しても良いと思えるようなアピールを繰り返していくことで不同意を少しでも減らすとともに、ガス事業者が工事方法を工夫し、工期の短縮や費用の低減を図るなど更に改善を促して頂きたい。
- 保安の広報PRについては、ホームページを検索できないような消費者に対してどのように情報提供するかを検討頂きたい。
- 都市ガス事故は、特に他工事事故を原因とするものが多いので、ライフライン事業者間が情報共有することのできる仕組み・枠組みを構築することが重要。都市ガス業界単独で対応するよりもはるかに効率的、網羅的に対応できるので検討いただきたい。
- 今年4月からはガスの小売が全面自由化されるので、新規参入する事業者を含めた保安レベルの強化、安全高度化指標の達成に向けた施策をより進めていただきたい。また、今後電線の地中化がより進められることによる他工事事故の増加も懸念されるので、関係省庁との連携を今まで以上にお願したい。

4. 自主保安の「見える化」制度等の検討状況について

事務局より資料5について説明した後、委員より次の意見があった。

- 需要家の意識調査について、次回の調査時には換気を「全くしていない」人をゼロにするくらいの意識で広報しなければならない。また、「見える化」制度については、高齢者やインターネットを使用しない方に利用して頂く方法や、「グッド」や「エクセレント」の内容を確認したうえでガス小売事業者を選んで頂く方法についても今後検討していく必要がある。
- 「見える化」制度に関し、「グッド」や「エクセレント」の評価の観点に記載されている細かい内容を消費者に理解してもらうことは難しいので、消費者に認知してもらうための簡潔でわかりやすい記載を検討していただきたい。また、本制度については、できるだけ早く立ち上げていただきたい。
- 今回の「見える化」制度を生かしていくためには周知広報が重要。そのためには、経済産業省のホームページに「見える化」制度へのリンクを設けるだけでなく、ガス小売事業者の選択の際に「見える化」制度を用いて保安を比較できるようにするなどの検討が必要と考える。

5. 水素導管供給に関する保安の動向について

事務局より資料6について説明した後、委員より次の意見があった。

- 東京オリ・パラが開催される2020年という実施時期がターゲットということで、安全の判断が拙速にならないようお願いしたい。また、付臭代替策として漏えいガスの常時監視を挙げているが、センサーは故障があり得るので、経済性を優先するあまりガス漏れに気付かないということが無いようお願いしたい。

6. その他

事務局より、参考資料1の登録ガス小売事業者一覧について説明を行った後、福島審議官より、本日の貴重なご意見を踏まえ、今後の政策に反映していきたい旨の発言があった。

更に事務局より、本日の議事要旨は事務局で作成し、ホームページ上で公開すること、議事録については委員にご確認いただいた後に公開する旨説明した。

関連リンク

[産業構造審議会 保安分科会 ガス安全小委員会の開催状況](#)

お問合せ先

商務流通保安グループ ガス安全室

電話：03-3501-4032

FAX：03-3501-1672

最終更新日：2017年5月17日